

不登校児童生徒を支援する民間事業者についてのガイドライン

令和4年12月1日

泉南市教育委員会

1. 策定の趣旨

各学校においては、不登校児童生徒への支援のため、家庭訪問、教育相談、別室登校や放課後登校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、教育支援センター「つばさ」との協働等、個々の不登校児童生徒や学校の状況に応じた取組を進めています。

不登校児童生徒の中には、フリースクールなどの民間施設を居場所としている子どももいるため、泉南市教育委員会（以下、「市教育委員会」という）では、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成29年2月施行）や「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け文部科学省通知）が求めている民間施設との連携が必要との認識のもと、これを円滑に進めるため、民間事業者に関するガイドラインを策定します。

同法や同通知では、不登校児童生徒への支援について、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要があること、またそれに伴い、民間施設での支援を指導要録上の出席扱いと判断する際の要件について、新たな考えが示されています。

そこで、本ガイドラインでは、民間事業者における不登校児童生徒への相談・指導に関することや、学校長が指導要録上の出席扱いを判断する際に留意すべき点等についても示しています。

不登校児童生徒の支援にあたっては、個々の状況に応じて、社会的自立に向けた適切な居場所を提供することが重要です。本ガイドラインの活用により、市教育委員会・学校と民間事業者が連携し、不登校児童生徒への支援の充実につながり、一人ひとりが豊かな人生を送ることができるようになることを願っています。

2. 民間事業者の要件について

(1) 実施主体について

- ①法人、個人は問わないが、実施者及び相談・指導スタッフが不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、その指導に熱意を有していること。また、社会的信望を有していること。
- ②不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ③入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

(2) 設備等について

- ①学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な設備を有していること。
- ②保健衛生上、安全面及び管理面において適切な設備を有していること。

(3) 相談・指導について

- ①児童生徒の生命、健康及び人格を尊重した相談や指導が行われていること。
- ②情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校等、相談・指導の対象となる児童生徒が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒の特性や状況の把握が適切に行われていること。
- ③指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒の特性や状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、児童生徒の社会的自立を目指した活動内容であること。
- ④ICTを活用した学習活動等に取り組む際は、オンデマンド配信のみではなく、スクーリングや訪問等をはじめとした対面による指導が適切に行われることを前提とすること。
- ⑤受け入れにあたっては、学校との連携及び児童生徒や保護者との面談を実施するなど、対象児童生徒の状況の把握等を適切に行う協力体制が構築されていること。
- ⑥児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供が適切になされていること。
- ⑦体罰やセクシャルハラスメントなどの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- ⑧施設内はもとより、宿泊を伴う活動など施設外での活動を行う場合は、災害や防犯に関する訓練が実施されているなど、児童生徒の安全面・健康面での配慮が十分なされていること。

(4) 相談・指導スタッフについて

- ①相談・指導を行うスタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。また、実施者はスタッフの資質向上に努めること。
- ②専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあっていること。専門知識と経験を備えたスタッフがない場合は、大学、医療機関等と連携が図られていること。

(5) 学校や市教育委員会、家庭との連携について

- ①児童生徒のプライバシーに配慮の上、次に掲げる事項について民間事業者から学校及び市教育委員会に情報提供が行われていること。ただし、民間事業者における児童生徒の情報を学校等に提供することについて、児童生徒や保護者にあらかじめ説明し承諾を得ること。

ア 施設への入所、退所に関する情報

イ 出席状況や学習その他の活動の状況

ウ 相談・指導経過等に関する情報

エ 家庭を支援するための情報

オ その他で必要と思われる情報

- ②学校と事業者が相互に児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を定期的に

交換するなど、学校・市教育委員会との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

③施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

3. 出席扱いの要件

不登校児童生徒が民間事業者による施設において相談・指導を受けるとき、次の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かに関わらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、学校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 民間事業者が、このガイドラインに掲げる要件を満たしていること。
- (2) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (3) 民間事業者による施設に通所又は入所（定期的・継続的な利用）をして相談・指導を受ける場合を前提とすること。
- (4) 学校長が教育委員会と十分な連携をとり、民間事業者による施設における相談・指導が義務教育制度を前提としつつ、個々の児童生徒にとって適切であると判断できること。